

第5章

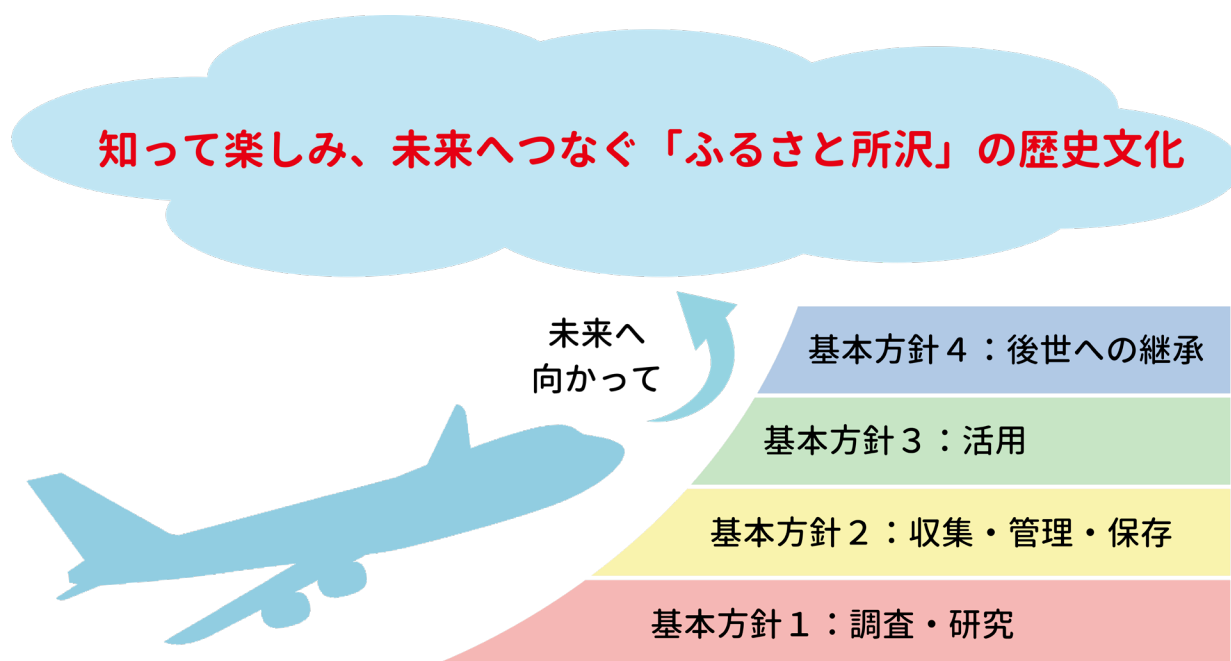
文化財の保存・活用に関する将来像と課題・方針

文化財は、本市の風土の下で生まれ、先人によって育まれ、今日まで守り伝えられてきた「ふるさと所沢」の豊かな歴史文化を物語る貴重な財産です。

先人から受け継いだ文化財を、今後50年、100年、さらにその先の本市と未来の市民に伝えていくには、行政・関係団体と所有者・市民が総がかりで継承に取り組む必要があります。本市に関わる全ての人々に「ふるさと所沢」を愛する心の種をまき、それを大切に育むことで、将来の本市を支える人材が増え、地域が豊かになることが期待できます。

本計画は、将来像を次のとおりかけ、歴史文化を継承していくことを目指します。

第1節 将来像



所沢市は、明治時代以降、旧村合併を経て昭和30（1955）年に現在の市域となりました。昭和30年代後半から盛んになった宅地開発により、東京圏のベッドタウンとして急激に人口が増えた本市は、現在でも旧村からの歴史文化を継承している地区が残る一方で、魅力ある歴史文化が多くの市民に広く知られていない一面もあります。文化財関連講座や本計画作成に際して開催したワークショップ参加者からも、もっと市民に所沢の歴史文化を知ってほしいという意見が多く寄せられました。また、市民意識調査の結果では、市民認知度の高い指定等文化財は、楽しみながら文化財に親しむ体験・体感の機会が数多くありました。そこで、「歴史文化を知る」に「楽しむ」要素を加えることで、生まれ育った方だけでなく、人生の転機などで所沢に居を定め第2のふるさと、と思われている方や本市を訪れる方など、多くの人々に所沢の歴史文化に興味・関心を抱いてもらえるものと考えます。

このため、本計画は、多くの市民が日々の暮らしの中で、「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しみ、継承していくことを将来像とします。

第2節 基本方針

本計画は、

知って楽しみ、未来へつなぐ「ふるさと所沢」の歴史文化

の将来像に向けて、多様な人々の参画を促しながら、文化財が未来に着実に継承されるよう、次の四つの基本方針を定めます。

基本方針1 (調査・研究)

「ふるさと所沢」の歴史文化を調べる

「ふるさと所沢」の歴史文化を物語る文化財の調査に取り組みます。

市民等が歴史文化を知って楽しむためには、調査と研究を重ねた記録が土台となります。把握調査により「ふるさと所沢」の歴史文化を掘り起こし、詳細調査を行って価値を明確にするとともに、必要に応じて研究を深めていきます。

また、開発などが原因で失われることが危惧される埋蔵文化財については、記録保存のための発掘調査を実施します。

基本方針2 (収集・管理・保存)

「ふるさと所沢」の歴史文化を守る

「ふるさと所沢」の歴史文化を物語る文化財の保存管理に取り組みます。

所有者等と連携して指定等文化財の点検や修理など、適切な保存管理を進めるとともに、所有者等の支援にも取り組みます。

また、市が所蔵する郷土資料等は分散保管されており、所有者の代替わりなどによる寄贈の要望も増えていることから、散逸の危機にある郷土資料等を後世に継承していくためにも、良好な環境で一元管理できる収蔵施設が必要です。

基本方針3 (活用)

「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむ

「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむ機会をつくります。

「ふるさと所沢」の歴史文化を愛し、誇りに思う人を増やすためには、「楽しい」と感じて主体的に参加する取組が必要です。文化財を楽しみながら知る機会を創出し、市民の学びに活かすことができるよう努めます。

また、歴史文化の魅力的な情報発信にも取り組みます。

基本方針4 (後世への継承)

「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐ

「ふるさと所沢」の歴史文化を行政、関係団体、所有者、市民が総がかりとなって、未来へつないでいきます。

所有者と連携して指定等文化財の公開機会を増やし、「ふるさと所沢」の歴史文化を多くの市民に伝えます。また、将来像に向けて長期的な取組を進めていくために、行政内部のみならず、多様な主体との連携に取り組みます。さらに、歴史的建造物をまちづくりに活かすことができるよう努めます。

【将来像】

【基本方針】

【課題】

【方針】

知って楽しみ、未来へつなぐ「ふるさと所沢」の歴史文化

基本方針 1
(調査・研究)
「ふるさと所沢」の歴史文化を調べる

- 1 指定等文化財の情報確認が必要
- 2 文化財の種類によっては把握調査が十分に行われていない分野がある
- 3 文化財行政に従事する専門職員が必要
- 4 調査・研究の拠点施設が必要

- 1 指定等文化財の情報確認に取り組む
- 2 計画的な把握調査に取り組む
- 3 文化財行政の専門職員の計画的採用と育成を進める
- 4 調査・研究の拠点施設の整備に取り組む

基本方針 2
(収集・管理・保存)
「ふるさと所沢」の歴史文化を守る

- 1 収蔵・公開の拠点施設が必要
- 2 防火・防災・防犯体制の整備が必要
- 3 開発や旧家の代替わりに伴う文化財の散逸が危惧される
- 4 指定等文化財の保存管理が困難になっている

- 1 収蔵・公開の拠点施設の整備に取り組む
- 2 防火・防災・防犯体制の整備に取り組む
- 3 文化財の散逸を防ぐため情報収集と資料等の収集・保存・記録に取り組む
- 4 指定等文化財の保存管理の支援に取り組む

基本方針 3
(活用)
「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむ

- 1 魅力的な情報発信が必要
- 2 歴史文化に関する事業への参加者が偏っている
- 3 歴史文化を知って楽しむ機会が必要
- 4 観光振興と連携した取組が必要

- 1 魅力的な情報発信を進める
- 2 市民参加の取組を進める
- 3 歴史文化に親しみ楽しむ機会を増やす
- 4 観光振興との情報共有と連絡調整を進める

基本方針 4
(後世への継承)
「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐ

- 1 指定等文化財の公開機会が限られている
- 2 無形の民俗文化財の継承支援が必要
- 3 歴史的建造物をまちづくりに活かす取組が必要
- 4 歴史文化の継承に関する連携が必要

- 1 指定等文化財の公開機会を増やす
- 2 無形の民俗文化財継承団体の継続的支援に取り組む
- 3 歴史的建造物を活かしたまちづくりに取り組む
- 4 関係部局との連携を進める

第3節 文化財の保存・活用に関する課題

前節に示した基本方針の実行に向けて、所沢市の文化財の保存・活用に関する課題を整理します。

1. 「ふるさと所沢」の歴史文化を調べることの課題

基本方針1：「ふるさと所沢」の歴史文化を調べるの実行に向けて、以下に調査・研究に関する課題を整理しました。

第4章において整理した通り、本市は、昭和49（1974）年から、市史編さん事業の開始に伴い、把握調査や詳細調査を実施してきました。特に、古文書、歴史資料、民俗文化財の資料目録作成は、平成5（1993）年の市史編さん事業終了後も継続的に進めています。

また、埼玉県が県域を対象として実施した把握調査の成果から、詳細調査を実施したもの、市や県が実施した調査以外にも、公民館事業や公民館サークル活動として市民が取り組んできた把握調査などもあります。

1-1 指定等文化財の情報確認が必要

- ・ 昭和30年代～40年代に文化財指定したものには、詳細調査の記録が残っていないものもあり、指定等文化財の情報確認が必要です。

1-2 文化財の類型によっては把握調査が十分に行われていない分野がある

- ・ 無形文化財と名勝地、伝統的建造物群の把握調査が未実施です。また、中心市街地を除く建造物と書跡・典籍の把握調査が進んでおらず、絵画、彫刻、工芸品、文化的景観の把握調査も十分ではありません。
- ・ 土地区画整理事業に伴う開発行為が増加傾向にあり、状況に応じて埋蔵文化財調査体制を整え、着実な調査を実施することが必要です。

1-3 文化財行政に従事する専門職員が必要

- ・ 30年以上にわたり専門職員の採用がなく、専門知識を有する職員が必要です。

1-4 調査・研究の拠点施設が必要

- ・ 埋蔵文化財の調査・研究の拠点として、埋蔵文化財調査センターがありますが、市の自然・歴史・芸術・文化・産業等に関する資料の調査・研究を行う拠点施設が必要です。
- ・ 埋蔵文化財調査センターも開設から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

2. 「ふるさと所沢」の歴史文化を守ることの課題

基本方針2：「ふるさと所沢」の歴史文化を守るの実行に向けて、以下に収集・管理・保存に関する課題を整理しました。

本市は、所沢市文化財保護条例に基づき、市域内に存するもののうち、市の歴史文化の理解のために欠くことのできない重要なものを指定して、保存の措置を講じてきました。

令和8（2026）年3月末現在、市域に存する指定等文化財は計122件あり、その約65%は、個人所有となっています。近年、開発や旧家の代替わりなどにより、所有・管理が困難であるとの相談も増えていますが、本市にはそれらを適切な環境の下で収蔵・公開できる施設がありません。

2-1 収蔵・公開の拠点施設が必要

- ・ 埋蔵文化財の収蔵・公開の拠点として、埋蔵文化財調査センターがありますが、市が所蔵する多くの郷土資料等は、役割を終えた教育施設に分散保管している状況が続いており、良好な環境で一元管理し、後世に伝えてくための収蔵施設が必要です。
- ・ 多くの所有者から、所有する指定等文化財を保存展示できる施設整備の要望がありますが、展示公開することのできる施設がありません。

2-2 防火・防災・防犯体制の整備が必要

- ・ 1月26日の「文化財防火デー」に合わせた消防署と職員による指定等建造物の防火管理確認、また、文化財保護委員と職員による指定等文化財の現況確認は行っていますが、防火・防災・防犯対策のマニュアル整備が必要です。
- ・ 自然災害や火災等に対する備えが十分ではありません。

2-3 開発や旧家の代替わりに伴う文化財の散逸が危惧される

- ・ 開発や旧家の代替わりなどにより、蔵を壊して所蔵資料を手放す事例も増えており、文化財の散逸が危惧されます。

2-4 指定等文化財の保存管理が困難になっている

- ・ 指定等文化財の適切な保存管理について、所有者への支援が必要です。
- ・ 指定等文化財の修理について、技術的及び財政的な支援が必要です。

コラム

青い目の人形

昭和2（1927）年初め、アメリカから1万體以上の人形が日米親善のために、日本の子どもたちに贈られました。人形は、親日家のS. ギューリック博士が、当時生じていた日米間の関係悪化を憂慮して、全米の子どもたちに呼びかけて用意し、3月の雛祭りに合わせて贈られました。所沢地域にも、所沢小学校をはじめ5校に配布されました。人形の多くは第二次世界大戦中に散逸してしまいましたが、三ヶ島小学校には現在まで大切に保管されてきた人形が残され、日米友好の歴史を伝えています。

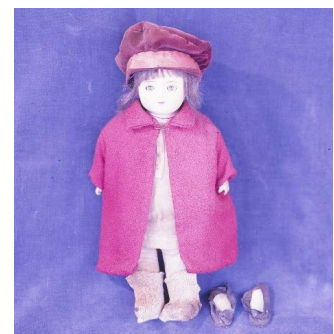


写真 5-1 青い目の人形
「ミルドレット・ルシール」

3. 「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむことの課題

基本方針3：「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむの実行に向けて、以下に活用に関する課題を整理しました。

第3章において整理したとおり、魅力ある歴史文化を有する本市ですが、多くの市民にそれらが伝わっていません。平成21（2009）年4月、生涯学習推進センター発足に合わせて展示室を整備し、富岡、柳瀬、山口の3地区には、地域住民の要望により設置した民俗資料館が存在しますが、市域全体の歴史文化を伝える拠点施設はありません。

3-1 魅力的な情報発信が必要

- ・ 指定等文化財への説明板設置、市域の指定等文化財を紹介する「文化遺産マップ」、指定等文化財の調査成果を紹介する「所沢文化遺産」の発行、市ホームページでの指定等文化財の紹介などの情報発信を行っていますが、市民等にとってより魅力的な情報発信が必要です。

3-2 歴史文化に関する事業への参加者が偏っている

- ・ 講座、講演会、企画展示など、文化財関連事業への参加者は高齢者に偏る傾向にあり、子どもや子育て世代など、幅広い世代の市民が参加したいと思う取組が必要です。
- ・ 令和元（2019）年度から6（2024）年度までの「所沢市市民意識調査」における、「文化芸術・伝統文化」施策に関する要望率は平均約11%、満足率は18%であり、市民の興味・関心が低いことが指摘されており、多くの市民が興味・関心を抱くことのできる取組が必要です。

3-3 歴史文化を知って楽しむ機会が必要

- ・ 市主催事業として様々な講座を開催していますが、教養講座として企画されるものが多く、歴史文化に興味・関心の低い市民も気軽に楽しみながら学ぶ機会が必要です。

3-4 観光振興と連携した取組が必要

- ・ 観光名所として指定等文化財が紹介される機会も増えており、観光振興部局との連携が必要です。

コラム カ石

カ石は、力持ちを競った際の石で平たく長い形をしているのが特徴です。地域の神社・寺院や堂庵など人々が集まる場所に残されていることが多く、通常は1か所で3～6個くらいありました。また、大抵は重さが刻されており、時には年代やその石を持ち上げた人の名前が刻されていることもあります。所沢市内で、今のところ22個が確認されています。

いちばん重いものは、柳瀬地区に所在するカ石で62貫あり、1貫は3.75 kgですから232.5 kgになります。



写真5-2 カ石（北野天神社）

4. 「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐことの課題

基本方針4：「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐの実行に向けて、以下に後世への継承に関する課題を整理しました。

本市には、市立小学校 32 校と中学校 15 校があり、「第3次所沢市教育振興基本計画」は、「ふるさと所沢を愛する心」を掘り起こして大きく育てることなどを基本理念として、各施策を推進しています。

無形の民俗文化財の継承には、後継者の育成が重要であり、「岩崎鯨獅子舞」、「重松流祭ばやし」では、継承団体と小学校が連携した取組も始まっています。

また、都心に近くありながら、豊かなみどりと生きものを有する本市では、環境部局によって調査を実施してきており、生きものの豊かさをつながりを守るため、「生物多様性ところざわ戦略」も策定しています。

現在は、所沢地区に遺る国登録有形文化財「秋田家住宅」を整備して、所沢のまちばの歴史文化を伝えるとともに、中心市街地の回遊拠点の一つとして、地域の商業・観光の振興に寄与する活用に取り組んでいます。

4-1 指定等文化財の公開機会が限られている

- ・ 指定等文化財所有者の約 60%が、公開活用の必要性を感じていますが、見学者のマナーや防犯上の課題、また、公開に伴う設備や費用負担の不安などから、公開の機会は限られています。

4-2 無形の民俗文化財の継承支援が必要

- ・ 市が指定する無形の民俗文化財「岩崎鯨獅子舞」には地元自治会の支援が、また、「重松流祭ばやし」の継承団体には 16 の囃子連が加盟しており、継承は比較的順調に見えますが、コロナ禍を経て子どもが減った囃子連もあり、継承団体とのコミュニケーションを図りながら、継続的に支援していく必要があります。
- ・ 無形の民俗文化財の多くは、「ところざわまつり」や地域の祭礼、夏祭りなど自治会活動と関わりながら継承されてきており、地域活動支援部局や観光振興部局と連携して支援していく必要があります。

4-3 歴史的建造物をまちづくりに活かす取組が必要

- ・ 中心市街地に所在する歴史的建造物は把握できていますが、それらを活用しながら残していくための取組が必要です。
- ・ 開発や所有者の代替わりなどにより、歴史的建造物の取り壊しも増えており、建造物から昔の暮らしやまちの面影を感じるのが難しくなっています。

4-4 歴史文化の継承に関する連携が必要

- ・ 子どもたちに「ふるさと所沢」の歴史文化を伝えるには、郷土学習の授業や学校内郷土資料室の活用などにおいて、一層の連携を図ることが必要です。
- ・ 都心に近くありながら、豊かなみどりと生きものを有することは本市の特色でもあります、既往調査の大部分は環境部局が実施したものであり、連携を図ることが必要です。

第4節 文化財の保存・活用に関する方針

前節に示した文化財の保存・活用に関する課題を解決するための方針を整理します。

1. 「ふるさと所沢」の歴史文化を調べるための方針

基本方針1：「ふるさと所沢」の歴史文化を調べるの実行に向けた課題を解決するための方針を整理しました。

1-1 指定等文化財の情報確認に取り組む

- ・ 指定等文化財の情報確認を行い、情報が不足しているものは現況調査や詳細調査を進めます。

1-2 計画的な把握調査に取り組む

- ・ 把握調査が進んでいない建築物や絵画などの分野について、所沢市文化財保護委員会の意見も踏まえて調査の優先順位を検討し、計画的な調査に取り組みます。
- ・ 開発などが原因で失われる危険性のある埋蔵文化財について、調査体制が整わない際には、（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団にも協力を要請するなど、今後も継続して記録保存のための発掘調査を実施し、速やかに調査報告書が刊行できるよう記録の整理と研究を進めます。

1-3 文化財行政の専門職員の計画的採用と育成を進める

- ・ 指定等文化財の調査や取扱いには、専門的知識を有する職員が必要であることから、博物館学芸員や専門職経験を有する職員採用の検討と把握に努めるとともに、計画的な適正配置を行い、その育成を進めます。

1-4 調査・研究の拠点施設の整備に取り組む

- ・ 市の自然・歴史・芸術・文化・産業等に関する資料の調査・研究を行う拠点施設の整備の検討を進めます。
- ・ 老朽化した埋蔵文化財調査センターの施設修繕に取り組みます。



写真 5-3 滝の城跡の発掘調査



写真 5-4 専門職員による講座

2. 「ふるさと所沢」の歴史文化を守るための方針

基本方針2：「ふるさと所沢」の歴史文化を守るの実行に向けた課題を解決するための方針を整理しました。

2-1 収蔵・公開の拠点施設の整備に取り組む

- ・ 市が所蔵する郷土資料等を良好な環境で一元管理し、後世に伝えていくための施設整備に取り組めます。
- ・ 指定等文化財を展示公開することのできる施設整備に取り組めます。

2-2 防火・防災・防犯体制の整備に取り組む

- ・ 「文化財防火デー」における文化財防火運動を実施するとともに、令和元（2019）年9月に文化庁・消防庁・国土交通省により作成された「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年12月改訂）、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考に、災害時の対応マニュアルの作成や定期的な防火訓練の実施など、ハード・ソフトの両面から対策を進めます。
- ・ 埼玉県及び埼玉県博物館連絡協議会・埼玉県文化財保護協会・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会とも連携して、日常から自然災害や火災等に備える取組を進めます。

2-3 文化財の散逸を防ぐため情報収集と資料等の収集・保存・記録に取り組む

- ・ 開発や旧家の代替わりなどによって、文化財が散逸することがないように、日常的な情報収集に努めるとともに、必要に応じて調査を実施して、収集・保存・記録に取り組めます。

2-4 指定等文化財の保存管理の支援に取り組む

- ・ 所有者が指定等文化財を適切に保存管理することができるよう、保存管理に関する支援に取り組めます。
- ・ 指定等文化財の劣化、また、き損に際しては、適切な修理が実施できるよう技術的及び財政的な支援に取り組めます。



写真 5-5 所蔵資料の収蔵



写真 5-6 文化財防火デー

3. 「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむための方針

基本方針3：「ふるさと所沢」の歴史文化を知って楽しむの実行に向けた課題を解決するための方針を整理しました。

3-1 魅力的な情報発信を進める

- ・ 幅広い世代の市民に「ふるさと所沢」の歴史文化に興味・関心を抱いていただけるよう、従来の発信方法に世代を意識した手法なども加えて、魅力的な情報発信を進めていきます。

3-2 市民参加の取組を進める

- ・ 「ふるさと所沢」の歴史文化に興味・関心を抱き、他者にも伝えたい、自らもかかわってみたい、学んでみたいという市民が増えるよう、市民参加型の取組を進めます。

3-3 歴史文化に親しみ楽しむ機会を増やす

- ・ 講座、講演会、展示などこれまで実施してきた事業に加え、市民参加の多いイベントとも連携して、「ふるさと所沢」の歴史文化に親しみ、楽しみながら学ぶ機会を増やします。

3-4 観光振興との情報共有と連絡調整を進める

- ・ 文化財の保存と活用をバランスよく進めるためには、活用面の多くを担う観光振興と連携した取組が必要であることから、指定等文化財の情報をもっと魅力的に市民等に発信するため、観光振興部局との情報共有と連絡調整を進めていきます。

コラム

ところざわ発祥物語 1 保健所発祥の地

所沢市は保健所発祥の地として知られています。日本における保健所の前身は、昭和 12（1937）年に都市保健館と農村保健館の開設を始まりとしています（告示日は昭和 13 年 1 月 10 日）。前者が東京市京橋区（当時）、後者が埼玉県入間郡所沢町（当時）に設置されました。所沢に農村保健館が設置された理由は、当時、所沢町ほか 6 か村（富岡村、山口村、小手指村、吾妻村、松井村、柳瀬村）による組合立病院があり、その設備や活動が評価されたからでした。組合立所沢病院は所沢駅の東側にあり、保健館はそれに隣接して建てられ、昭和 16（1941）年に名称が所沢保健所と改められました。初代所長は、歌人・与謝野晶子の長男・与謝野光が就任しています。



写真 5-7 埼玉県立衛生地区保健館と称した農村保健館

4. 「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐための方針

基本方針4:「ふるさと所沢」の歴史文化を未来へつなぐの課題を解決するための方針を整理しました。

4-1 指定等文化財の公開機会を増やす

- ・ 「指定文化財展」の開催など、市と所有者が連携し、指定等文化財の公開機会を増やしていきます。

4-2 無形の民俗文化財継承団体の継続的支援に取り組む

- ・ 市指定の無形の民俗文化財「岩崎彫獅子舞」及び「重松流祭ばやし」は、多くの市民に親しまれる民俗文化財です。継承団体とコミュニケーションを図りながら、その活動を継続的に支援していきます。
- ・ 無形の民俗文化財の多くは、「ところざわまつり」や地域の祭礼、夏祭りなど自治会活動と関わりながら継承されてきており、地域活動支援部局や観光振興部局とも連携して、その支援に取り組めます。

4-3 歴史的建造物を活かしたまちづくりに取り組む

- ・ 昔のくらしやまちの面影を伝える建造物を整備し活用していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりに取り組めます。

4-4 関係部局との連携を進める

- ・ 郷土学習の授業や学校内の郷土資料室など、子どもたちにとって身近なところから「ふるさと所沢」の歴史文化に親しんでもらえるよう、学校教育との連携を進めます。
- ・ 豊かなみどりと生きものを後世に継承していくために、環境部局との連携を進めていきます。

コラム

ところざわ発祥物語2 商業教育発祥の地

所沢市は埼玉県商業教育発祥の地でもあります。明治31(1898)年、当時の所沢町に中等学校に代わるものとして「共立英和学舎」(私塾)が創立されました。当初は英学と漢学の二学でした。同34年に「私立和英学校」と名称を改め再スタートした際に、土地の状況に応じ商業に必要な学科を研究することが目的に加わりました。その後、大正4(1915)年に私立所沢実務学校と改称されると、実務を学ぶ場として「簿記」「商業」の科目が入れられました。さらに、昭和9(1934)年に町立所沢実業学校となり、戦後は「商業科」を併設した「町立所沢高等学校」となり、同25年市制施行により「市立」、昭和28(1953)年に「県立所沢高等学校」へ移管しました。同46(1971)年、商業科は新設の「県立所沢商業高等学校」に引き継がれ、普通科のみの高校となりました。



写真5-8 商業教育発祥の地碑
(埼玉県立所沢高等学校)